科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号: 33804 研究種目: 基盤研究(C) 研究期間: 2011~2013

課題番号: 23593418

研究課題名(和文)大学生の大麻等薬物乱用防止教育プログラムの開発

研究課題名(英文) Development of University Drug Abuse Prevention Education Program

研究代表者

高橋 佐和子 (TAKAHASHI, Sawako)

聖隷クリストファー大学・看護学部・助教

研究者番号:80584987

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,800,000円、(間接経費) 840,000円

研究成果の概要(和文): 大学生の薬物使用の実態及び関連する意識や行動を明らかにするために,全国17大学の大学2年生を対象とした質問紙調査を実施した。薬物使用経験のある学生は2.1%,薬物を使っている人について見聞きした経験のある学生は25.7%であり、薬物リスク項目は、薬物使用に関する規範意識,パチンコ・パチスロやクラブ・レイブの経験,性格特性と関連があった.大学における薬物防止対策は,薬物に既に関係している学生の存在を考慮に入れること,個人のみでなく大学全体の規範意識を高めること,パチンコ・パチスロやクラブ・レイブなどの行動監視をすること,性格特性を考慮することが効果的である可能性が示唆された.

研究成果の概要(英文): To elucidate the reality and related consciousness and behavior surrounding drug a buse for university students, a questionnaire survey was administered to sophomore university students from 17 universities across Japan, and 2.1% of the students reported experience using either legal or illegal drugs, while 25.7% reported knowing other drug users. Risk of drug use was determined to be correlated with norm consciousness on drug use, Pachinko, Pachi-slot, club and rave participation, and personality char acteristics. The study concludes that drug prevention policies at universities could be made more effective by considering the presence of students who are already connected to drugs, raising the university's norm consciousness as a whole rather than on only an individual level, and by monitoring students' activities of Pachinko, Pachi-slot, clubs, and raves as well as considering personality characteristics.

研究分野: 医歯薬学

科研費の分科・細目: 看護学 地域・老年看護学

キーワード: 大学生 薬物乱用 健康教育 コンジョイント分析 全国調査

1. 研究開始当初の背景

これまでの薬物乱用に関する教育や研究は、主に中・高生を対象に行われてきた。しかし、近年、大学生の大麻使用が相次いで発覚し、これまでの教育では対応できていない問題があることが明らかとなった。大学生に対して薬物乱用防止対策を実施していくことは、喫緊の社会的課題である。

2. 研究の目的

本研究では、大学の薬物乱用防止担当者と 大学生を対象にした薬物への意識に関する 実態調査から薬物使用に関わる要因の探究 をし、さらにマーケティングリサーチの手法 を用いて大学生のニーズを考慮に入れた薬 物乱用防止プログラム開発への基礎的資料 を得ることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究のデザインは2つの対象からなる横断 的質問紙調査である。

(1) 大学薬物乱用防止教育担当者への調査 全国学校総覧 2012 年度版に掲載されてい た全国の 4 年制大学 746 校 (大学院大学は除 く) の薬物乱用防止教育担当者を対象に、郵 送法による質問紙調査を実施し、486 校から 回答が得られた (回答率 65.1%)。

調査項目は、基本属性のほか所属大学と近隣の大学での薬物乱用事件発生の有無、薬物乱用防止に関する取り組みの実施について、薬物乱用防止教育実施上の問題点、薬物乱用防止教育についての考え方、大学で取り入れたい薬物乱用防止教育とした。

(2) 大学生への調査

(1) の調査に回答のあった大学のうち、結果報告書の請求の申し出のあった174大学に結果報告を郵送する際,各大学1学部の2年次生へのアンケート協力依頼文書及び質問紙のサンプルを添付し、承諾が得られた大学に質問紙を送付した。このうち回答が得られたのは28大学で、2年生の回答は1672通であった。1校あたりの回答数や回答率に差があったため、今回の分析では、標本としての信頼性を確保するため、1大学あたりの回収数が30人以上かつ、回収率50%以上の17大学・1477通の学生データを対象とすることとした。

調査項目は、薬物使用リスク、個人的背景、 薬物への意識、性格特性、大学の薬物乱用防 止教育の実施状況、受けてみたい薬物乱用防 止教育とした。

(3) マーケティングリサーチの手法の活用 マーケティングリサーチの手法のひとつ である、コンジョイント分析を行った。コン ジョイント分析とは、商品やサービスの持つ 複数の要素について顧客が価値を置いてい る点や顧客に最も好まれる要素の組み合わ せを統計的に検討することができるものである。本研究では、大学の薬物乱用防止教育担当者はどんな薬物乱用防止教育を取り入れたいと考えているのか、大学生はどんな薬物乱用防止教育を受けたいと思っているのかその回数や展開方法の組み合わせを明らかにするために使用した.

4. 研究成果

(1) 大学薬物乱用防止教育担当者の抱える 問題点とニーズ

調査に回答した薬物乱用防止教育担当者 は事務職員が 80%以上を占め、大学で行われ る薬物乱用防止教育を企画・実施しているの は教員ではなく、事務職員であった.薬物乱 用防止教育の推進には, 事務職員がキーパー ソンであることが明らかになった. また, 90% 近くの薬物乱用防止教育担当者が「大学での 薬物乱用防止教育は必要である」と回答して いた. 平成 20 年, 文部科学省が「大学生へ の薬物乱用防止教育の強化」を大学へ通知し てから数年が経過する中で,薬物乱用防止教 育を大学で実施する必要性は多くの大学に 理解されつつあると考えられた. 平成 18 年 度以降, 所属大学で薬物乱用に関する事件が あった大学は8.8%, 所属または近隣大学で事 件があった大学は 24.5%であり、大学に教育 の必要性を感じさせる要因となっていると 考えられた。

薬物乱用事件に関しては,繁華街との距離が半径500メートル以内の大学の40.1%が自校または近隣大学で事件があったと回答しており,繁華街に近い大学での事件発生が有意に多かった.この原因には,繁華街が薬物売買の場となりやすいことが考えられ,繁華街に近い大学では,薬物使用に誘われたときの対処法や薬物の販売されやすい場所に近づかないことなどのより具体的な内容の教育が必要である.

今回の調査で明らかになった薬物乱用防 止の取り組み状況を日本学生支援機構が調 査した平成 21 年度実績と比較すると、対策 を実施していない大学は平成21年度1.5%で あったのに対し、本調査の平成23年度実績 では2.5%と割合が高くなっており,若干では あるが薬物乱用防止の取り組み実施率は低 下していると考えられた. 実施した取り組み の内容では,平成21年度92.6%と最も実施さ れていた「ポスター等の掲示」は、本調査で も最も多く実施されていたがその実施率も 84.0%と低くなっていた.この他にも「入学 時におけるガイダンス」や学外の機関と連携 した指導会の実施」など、平成21年から23 年の本調査で実施率が低くなった取り組み がほとんどであったが,「授業科目の設置」, 「学生便覧への記載」、「刊行物の作成・配布」、 「学生意識調査の実施」の4項目のみ割合が 高くなっていた. 平成 21 年度実施率の高か った取り組みの割合が低下し,逆に実施率が 低かった取り組みに割合が上昇したものが

あり, 次第にそれぞれの大学が実態に合わせ て取り組みの実施形態や内容を変更し始め ている様子がうかがわれた。平成23年度に 実施した取り組み数と今後実施してみたい 取り組み数を比較したところ, 今後実施した い取り組み数が有意に多かった. さらに,薬 物乱用防止教育実施上の問題点があると答 えた大学は、7割以上であった. これらのこ とから,実施してみたい取り組みはあるもの の、実施できない状況にあると考えられる. 実施上の問題点で最も多かった回答は、「時 間の確保」であった.しかし、自由記述から 時間や会場の制限と学生の意識の低さによ って「学生を集める」ことに関する問題が大 きいことも明らかになった. 過密なスケジュ ールの中で,多くの学生が興味を持って参加 する教育方法をそれぞれの大学が模索して いることが推察された。

本調査では、大学が取り入れたい教育の選択条件について、コンジョイント分析を用いて検討した.平均重要度得点が高かった条件は、「学習形態」、次いで「回数」であった.集団による入学時のみの教育を選択し、毎年2回以上の実施やe-learningは選択しない傾向があり、大学では少ない回数で多くの人数に教育できることを重視していた.この結果は、より簡便な方法を選択しようとする傾向が現れていると考えることもできる.

自校での事件の有無によるグループのコンジョイント分析では「展開方法」の条件で、事件があったグループは授業時間内を選択し、事件がなかったグループは授業時間内を選択する傾向が見られ、事件のあったグループに比べ「講師」の条件を重視して選択する傾向があった、講師と関連を動力では、経費を動力とは、薬物乱用防止教育を重視して造置づけ、経費をかけて講師を重視して位置づけ、経費をかけて講師を重視して位置づけ、経費をかけて講師を重視して対る傾向があった。また、事件のあと対学には、薬物乱用防止教育を専門的に検討する組織が多かったことからも、事件の発生は大学全体として教育に取り組む動機につながったのであろう。

薬物乱用防止教育実施上の問題の有無によるグループ間では、条件の重要度にはあまり差がなかったが、「講師」の条件で、問題なしたグループは学外講師を選択し、問題なしと回答したグループは学内教員であれば、「費用はかからず、日程調整等が容易れば、「費用はかからず、日程調整等が容易を選択する傾向があったことから、問題があると認識している大学では、薬物乱用防やあると認識している大学では、薬物乱用防や高さというにあり、工夫の余地の時間や回数などの制約や高識が低い学生が多い状況で、工夫の余地のある条件として講師の選択をしていると考えることもできる.

(2) 大学生の薬物乱用に関連する要因と薬 物乱用防止教育へのニーズ

①大学生の薬物使用の実態

本調査の結果から、違法であるかどうかに 関わらず薬物の使用経験のある大学生は 2.1%という実態が明らかになった. 本調査は, 大学で質問紙配付をしているため, 違法薬物 経験者の中に回答を避けたものがいる可能 性もあり, 実際の薬物経験者はこれ以上であ るとも考えられる. しかし,薬物使用経験の ある学生が確実に存在するという事実は, た とえ数%であっても無視できない、海外では、 1995 年イギリスの 10 大学で 2 年牛を対象に 行われた調査では大麻の経験率は60%,2001 年のアメリカの調査では大学生の大麻経験 率は 50%, 2010 年フランスの調査では大学 生の大麻経験率は36.4%である.いずれも本 調査に比べ非常に高率を示している. わが国 の薬物に関する問題は、諸外国とは比較でき ない部分が大きいが,大学生で薬物使用が広 がる背景には,大学生の経済的・時間的な自 由度の拡大など、欧米の国々と類似した点が あると考えられ,こうした国々の動向も追 っていく必要があるであろう. さらに、違法 薬物を使っている人について見たり聞いた りした経験のある学生は25.7%, 違法薬物を 使ったことがある友だちがいる学生は 8.5% にのぼった. 大学生は違法薬物と非常に近い 環境の中で生活しているという実態がある と言えるのではないか. 大学における薬物乱 用防止教育では,こうした違法薬物と既に関 係している可能性のある学生を含めて考え る必要がある.薬物に関わったときの相談機 関の紹介や治療の方法等の知識についての 情報を含んだ教育を実施するべきであろう. ②大学生の薬物乱用防止教育の認知度

「薬物について十分な知識がある」の回答 のうち,「とてもそう思う」と「そう思う」 は、合わせて 11.3%にとどまったのに対し、 「全く思わない」と「そう思わない」の合計 は、31.8%にのぼった、大学生は、薬物につ いて十分な知識を持っていないと考えてい ることが明らかになった.しかし、大学で実 施された薬物乱用防止の取り組みについて, 大学生と大学担当者の回答を比較したとこ ろ, 取り組み数・取り組みの内容ともに学生 の認知度は低く,大学生の薬物乱用防止対策 への興味関心の低さが推察された. 先行する 調査でも大学生の知識が曖昧であることは, 指摘されており、大学では、さらに薬物の知 識に関する教育を繰り返し実施するべきで あるといえる.

多くの大学が実施した「学校ホームページへの注意事項や決まりの掲載」の認知度は低く、3.9%にとどまったが、同じく大学の実施率が高かった「入学時におけるガイダンス」は、学生の認知度は2割程度と比較的高かった。「学内でのポスター等の掲示」も学生の認知度が高かった。ホームページ等Webを利用したツールは、入試情報などの大学広報では有用な手段のひとつとなっているが、薬物乱用防止教育に関して言えば、ポスター

等の掲示物の方が効果的である可能性が示された.しかし,「刊行物」や「学生便覧」の認知度は低かった。ポスターは偶然であっても目にする機会があるものであるが,印刷物の薬物に関するページを自ら手に取って開くことは,関心がなければ難しいであろう.大学の薬物乱用防止教育では,学生の興味関心をいかに引きつけることができるかが鍵となると言えよう.

③大学生の薬物乱用リスクに関連する要因から得られた防止教育への示唆

本調査では、薬物使用経験のみではなく、 大学入学後の薬物使用可能性に関連する要 因を明らかにするために、将来の薬物使用可 能性に関する 4 項目を薬物乱用リスクに加え て関連要因の分析を行った。今後の使用可能 性に焦点を当て、関連要因を検討した先行研 究は見あたらなかった。

大学生の薬物乱用リスク項目の関連要因 の分析から、薬物への意識の項目との関連が 明らかになった. 意識に関する項目のうち, 「薬物使用者の気持ちがわかる」,「1回くら い薬物を使用してもかまわない」、「薬物にも 良い面がある」、「大学生の薬物使用は特別な ことでない」は関連のあったリスク項目が複 数あった. これらは、学生の薬物の規範意識 に関わる内容である. 規範意識には, 必要性 の認知から生じる規範意識と,仲間内やある 特定の準拠集団だけでの規範意識の2種類の 意味の異なる規範意識が存在しうることが 指摘されている. つまり、「違法薬物を使用 してはいけないとわかっているが、仲間内の 流行に乗り遅れたくない」というように,個 人の価値判断のみでなく, 所属集団の持つ規 範によって行動が影響を受けることが示さ れている. 青少年の場合, 学生個人の規範意 識を高めることを目標とした教育をするの みではなく,大学全体の集団としての規範意 識を高める仕掛けも同時に行う必要がある.

薬物使用リスクの関連要因として喫煙・飲 酒や生活習慣に関する項目を検討したとこ ろ,使用経験の関連要因として「朝食を摂取 していないこと」、使用経験以外のリスクの 関連要因は,「大学入学前の喫煙経験」があ がったのみであった。将来の薬物使用意図を 持っている学生を生活習慣や飲酒・喫煙行動 から把握することは難しいと考えられた. し かし,「パチンコ・パチスロ」や「クラブ・ レイブ」の経験は、複数のリスク項目との関 連が見られた. パチンコ・パチスロは薬物 同様、依存性のある行動と言われており、 ギャンブルによるおける生活の破滅は自己 責任・自業自得だとする風潮が強いという 現状は、薬物依存症と類似点が多い、また、 クラブ・レイブは薬物乱用と親和性の高いカ ルチャーであることが知られており, MDMA は 「クラブドラッグ」と呼ばれている. これら は、大学生以上の年齢になって関わりを持ち 始める行動であり、中・高校生にはない大学 生に特徴的な薬物使用リスク要因と言えよ

う.「パチンコ・パチスロ」や「クラブ・レイブ」への監視強化は薬物使用の予防に役立つであろう。

性格特性の項目では、刺激希求性に関する「目新しい経験をしたい」と自己主張に関する「人に頼まれたとき嫌と言えない」の2項目で関連があった。薬物使用と刺激希求性との関連性があることが推察され、刺激希求性を持つ学生をターゲットにした予防教育も関連が見られたが、自分の気持ちを言れたが、自分の気持ちを言れたが、自分の気持ちを言れる可能性がある。これら、刺激希求性や自己性が示唆された。今後の研究では、性格特性の違いと薬物使用リスクの関係や性格による有効な教育方法について、より詳細な検討が必要と考える。

④大学生が求める薬物乱用防止教育

大学生の薬物乱用防止教育のニーズを明らかにするために、4条件の組み合わせをかえた11の教育パターンについて、「ぜひ受けてみたい」から「受けたくない」5段階評価で回答を得た.

すべての条件の薬物乱用防止教育で、「ぜひ受けてみたい」に比べ「受けたくない」の割合が高く、受講意欲の低さが推察された. 11 パターンの中で最も評価の低かった教育は、「学内教員が授業時間以外にe-learningで毎学年2回以上」実施する教育であり、評価が高かったのは、「学内教員が授業時間内に集団に対し入学時のみ」実施する教育であった.

コンジョイント分析により,大学生の好む 教育の条件について検討した. 学生全体の傾 向では,大学生がもっとも好む教育の条件は, 「学外講師が授業時間内に集団に対して入 学時のみ」に実施する教育であり、中でも特 に重視した条件は、「学習形態」であり、「講 師」は最も重視していなかった.「学習形態」 は、質問紙で「集団学習は 50 人以上の大人 数で実施」,「グループ学習は学生同士の意見 交換をする」と条件づけていた。 学生が意見 を言わなければならないグループ学習より 受け身の姿勢で受講できる集団講義を好ん だことは、負担が少なく、楽にすむ方法を選 択したと受け取ることができる. さらに,学 生が授業時間内の実施を好む傾向のあった 「展開方法」では、「授業時間内の場合は、 単位の一部として認められる」と条件づけて いた. 単位として認められる授業時間内であ れば受講してもよいという消極的な考えが うかがわれた、大学生は、単位が取れる授業 時間内に、講義形式の集団教育を、入学時だ けのできるだけ少ない回数で受けることを 望んでおり、講師が誰であるかにあまりこだ わりはないことが明らかになり、大学生の薬 物乱用防止教育への興味関心や期待の低さ が表れていると考えられた.

薬物使用経験のある学生は,「学習形態」

を最も重視し、集団による教育は好まず、グループ学習を好み、「展開方法」も入学あり、「展開方法」を入びあり、「展開方法」傾向があり、「展開方法」傾向が表現していた。の問題としていた。自分の問題と意欲られた。自分のためのにと意から、一次を対した変勢があることが参り、というのというのというのというのである。というのでは、学生の関いが、関心の低いがループには興味のは、学生の関いが、関心の低いがループには興味のは、学生の関いが、関心の低いがループには興味のは、学生の関いが、学生の関いである。というのは、学生の関いである。というのは、実団に配慮することが効果的である。

(3) 大学薬物乱用防止教育担当者と学生の結果から作成したプログラム案

両者の分析結果から、短時間のコンテンツを組み合わせることによるパッケージとしての教育プログラムが有効であると考えた.コンテンツは教員や職員向け、学生全体、学生の性格別やリスク別、興味関心別に内容や方法を変えて作成し、対象によって組み合わせる.以下に本研究から得られた示唆を元に試作した対策案を示す。

- ①事務職と大学教員の両方を含めた薬物乱 用防止の体制の確立
- ・学内に事務職員と教員を構成員とする薬物 乱用防止対策委員会を立ち上げる。
- ・ドラッグポリシーを策定する。
- ・大学のリスクマネジメントの一環として自 己点検・評価に位置づける。
- ・学生がこれまで学んできた薬物に関する知識を理解したうえで、取り組みを企画する。 ②ポスターのような偶然学生の目に触れる 媒体の活用
- ・学生によるポスターコンクールの開催
- ・のぼりや旗,バッヂの作成
- ③大学生個人と大学全体の集団,両方の規範 意識を高める教育
- ・ピアエデュケーションによる防止教育
- ・学生による薬物撲滅キャンペーン
- ④繁華街、クラブ・レイブ、パチンコ・パチスロへの監視
- ・クラブ・レイブ,パチンコ・パチスロ等の 娯楽施設を中心とした地域のパトロール
- ・学生生活の実態調査により学生の薬物使用 リスクを把握する
- ⑤薬物使用リスクや性格特性、興味関心の高 さなどに応じた教育
- ・教育内容・方法の違うコンテンツを対象に 合わせて組み合わせる教育プログラム
- 例)薬物乱用防止プログラムパッケージ (下記のコンテンツを学生が自分で組み合わせて受講できる。
- コンテンツは大学の実状や立地も考慮して 作成する。)
- ・薬物乱用防止に関するスキル教育
- ・高校までの学習を踏まえた違法薬物に関す

る知識

- ・大学生の違法薬物撲滅対策のディスカッション
- 薬物使用経験者の体験談
- 地域パトロールのボランティア
- ・薬物乱用の治療や相談に関する知識

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

①高橋佐和子、荒木田美香子、医療福祉系 A 大学での大麻等違法薬物に関する実態調査、 CAMPUS HEALTH、査読有、50(2),2013、197-202 ②高橋佐和子、荒木田美香子、

大学における薬物乱用防止教育の問題点と ニーズ-大学担当者を対象とした調査結果よ り-、日本健康教育学会、査読有、21 巻 2 号、 2013、115-124

〔学会発表〕(計7件)

- ①<u>高橋佐和子、荒木田美香子、大学生の薬物</u> 乱用と性格特性の関連 —演劇を用いた教育の前後調査から—、日本公衆衛生看護学会、2014.1.13、小田原
- ②<u>高橋佐和子、荒木田美香子</u>、大学生のパチンコ・パチスロ経験と違法薬物使用リスク、 日本学校保健学会、2013.11.17、東京
- ③<u>高橋佐和子</u>、日本の大学生の違法薬物使用 への意識とセンセーションシーキングの関 係、国際ヘルスプロモーション会議、 2013.8.28、タイ
- ④<u>高橋佐和子</u>、伊藤純子、大学生の薬物使用 者へのイメージと薬物使用意思、日本看護研 究学会東海地方会、2013.3.16、相模原
- ⑤<u>高橋佐和子、荒木田美香子</u>、大学生の薬物 乱用に対する意識、日本学校保健学会、 2012.11.10、神戸
- ⑥<u>高橋佐和子</u>、看護大学生の違法薬物への意 識と使用意図、看護学教育学会、2012.8.5、 能木
- ⑦<u>高橋佐和子、荒木田美香子</u>、大学生の違法 薬物に対する意識、日本学校保健学会、 2011.11.12、名古屋

〔図書〕(計1件)

石川瞭子、<u>高橋佐和子</u>他、青弓社、高校生・ 大学生のメンタルヘルス対策、2013、 薬物 問題と大学生活の危機、115-123

[産業財産権]

- ○出願状況(計0件)
- ○取得状況(計0件)

〔その他〕 特になし

6. 研究組織

(1)研究代表者

高橋 佐和子 (TAKAHASHI, Sawako)

聖隷クリストファー大学・看護学部・助教研究者番号:80584987

(2)研究分担者

荒木田 美香子 (ARAKIDA, Mikako) 国際医療福祉大学・保健医療学部・教授 研究者番号:50303558